

● 障害学生支援と合理的配慮

障害のある学生への支援について

本学では、以下の基本方針に基づき、身体障害・聴覚障害・視覚障害・内部障害・精神障害・発達障害などの障害のある学生への支援も行っています。

[障害学生支援 | 神戸女学院大学について | 情報の公開 | 教育情報の公開 | 神戸女学院大学 - KOBE COLLEGE \(kobe-c.ac.jp\)](#)

授業を受ける上で何らかのサポートが必要な場合はバリアフリー推進室へ。必要に応じてノートテイクや拡大文字、座席の指定などの合理的配慮発行のお手伝いをしています。

カウンセリングルームでもご相談できます。

バリアフリー推進室の案内はこちら。

[バリアフリー推進室リーフレット](#)



合理的配慮とは?目的に合った形の学びをサポートするもの

合理的配慮とは「**どのような配慮があれば授業を受けることができるか**」を示したものです。たとえば聴覚過敏や視覚過敏などで集中できない場合は座席を前の方で指定しておく、体調により途中退室する必要がある場合はその了承を得ておく、などによって、授業に取り組みやすくなることを目的としています。

自分から個別に先生に相談に行くことが原則ですが、**学生生活支援センターの中にあるバリアフリー推進室では合理的配慮を申請するお手伝いをしています**。合理的配慮は**学生自らが主体的に申し出ること**と、**大学との合意形成**が重要です。カウンセリングルームで相談することもできます。

ただし、**合理的配慮を出せば欠席や遅刻がなかったことになるわけではありません**。単位を保証するものでもありませんし、評価の規準が下がるわけではありません。合理的配慮はあくまでも**その授業の学習目的に合った形の学びをサポートするもの**です。